

LESSAR 使用許諾特約 新旧対照表

変更前	変更後								
<p>第1条（定義） 本特約において使用される用語の定義は、次の各号のとおりとします。</p> <p>(1) 「本ソフトウェア」 スマートフォン、又はタブレット端末のカメラで画像を読み込んだときに、読み込んだ現実の画像上にお申込者の設定したコンテンツを表示させる機能を有したクラウド型のソフトウェアをいいます。本特約の適用対象となる本ソフトウェアは、以下のとおりです。</p> <p>① <u>LESSAR Free</u> ② <u>LESSAR Entry</u> ③ <u>LESSAR Standard</u> ④ <u>LESSAR Light</u> ⑤ <u>LESSAR Limited</u> ⑥ <u>LESSAR for Cloud Circus Creative Pack</u> ⑦ <u>LESSAR Trial</u> ⑧ <u>LESSAR Suite</u> ⑨ <u>LESSAR Premium</u> ⑩ <u>LESSAR Enterprise</u></p> <p>(以下略)</p>	<p>第1条（定義） 本特約において使用される用語の定義は、次の各号のとおりとします。</p> <p>(1) 「本ソフトウェア」 スマートフォン、又はタブレット端末のカメラで画像を読み込んだときに、読み込んだ現実の画像上にお申込者の設定したコンテンツを表示させる機能を有したクラウド型のソフトウェアをいいます。本特約の適用対象となる本ソフトウェアは、以下のとおりです。</p> <p>① <u>LESSAR Free</u> ② <u>LESSAR Entry</u> ③ <u>LESSAR Standard</u> ④ <u>LESSAR Suite</u> ⑤ <u>LESSAR Premium</u> ⑥ <u>LESSAR Enterprise</u> ⑦ <u>LESSAR Light</u> ⑧ <u>LESSAR Limited</u> ⑨ <u>LESSAR for Cloud Circus Creative Pack</u></p> <p>(以下略)</p>								
<p>(新設)</p>	<p>第2条（本ソフトウェアの自社使用及びARコンテンツの第三者提供）</p> <p>1. <u>本ソフトウェアは、下表のとおり自社使用専用型、シングルコンテンツプロバイダー型又はマルチコンテンツプロバイダー型に分類されます。お申込者は、分類に応じて表に規定される範囲内で本ソフトウェアを使用することができます。</u></p> <table border="1" data-bbox="1189 1082 2045 1412"> <thead> <tr> <th data-bbox="1189 1082 1346 1225"></th> <th data-bbox="1346 1082 1581 1225">自社使用専用型</th> <th data-bbox="1581 1082 1809 1225">シングルコンテンツ プロバイダー型</th> <th data-bbox="1809 1082 2045 1225">マルチコンテンツ プロバイダー型</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1189 1225 1346 1412">本ソフトウェアの 種類</td> <td data-bbox="1346 1225 1581 1412"> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>LESSAR Free</u></li> </ul> </td> <td data-bbox="1581 1225 1809 1412"> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>LESSAR Entry</u></li> <li><u>LESSAR Standard</u></li> </ul> </td> <td data-bbox="1809 1225 2045 1412"> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>LESSAR Light</u></li> <li><u>LESSAR Limited</u></li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>		自社使用専用型	シングルコンテンツ プロバイダー型	マルチコンテンツ プロバイダー型	本ソフトウェアの 種類	<ul style="list-style-type: none"> <li><u>LESSAR Free</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><u>LESSAR Entry</u></li> <li><u>LESSAR Standard</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><u>LESSAR Light</u></li> <li><u>LESSAR Limited</u></li> </ul>
	自社使用専用型	シングルコンテンツ プロバイダー型	マルチコンテンツ プロバイダー型						
本ソフトウェアの 種類	<ul style="list-style-type: none"> <li><u>LESSAR Free</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><u>LESSAR Entry</u></li> <li><u>LESSAR Standard</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><u>LESSAR Light</u></li> <li><u>LESSAR Limited</u></li> </ul>						

変更前	変更後			
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>LESSAR Suite</u></li> <li>・ <u>LESSAR Premium</u></li> <li>・ <u>LESSAR Enterprise</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>LESSAR for Cloud</u></li> <li>・ <u>LESSAR Circus Creative Pack</u></li> </ul>
	自社使用※	可	条件付き可	可
	AR コンテンツの第三者提供※	不可	1社に限り可	何社でも可
	<p>※ 「自社使用」とは、お申込者が、自身の社内向けに又は自身のマーケティング活動のために本ソフトウェアを使用することをいいます。</p> <p>※ 「AR コンテンツの第三者提供」とは、お申込者が、AR コンテンツのプロバイダーとして、第三者から委託を受けて AR コンテンツ及び AR マーカーを制作し、これらを本ソフトウェアに登録することにより、当該第三者に提供することをいいます。</p> <p>2. シングルコンテンツプロバイダー型のお申込者は、次の各号の規定の適用を受けます。</p> <p>(1) お申込者は、本ソフトウェアの申込書において、AR コンテンツの第三者提供を行う対象とする第三者を、1社に限り指定することができます。</p> <p>(2) お申込者が前号の第三者を指定したときは、本ソフトウェアの自社使用ができなくなります。</p> <p>(3) お申込者は、第1号の第三者を変更する場合、事前にラボ所定の書面によりラボに申請を行い、ラボから承諾を得なければなりません。</p>			
第2条 (AR マーカーの画像認識精度) (新設)	<p>第3条 (AR マーカーの画像認識精度)</p> <p>1. お申込者は、特徴点が明確であり、且つ、既に本ソフトウェアに登録された他の AR マーカーと類似しない AR マーカーを使用するものと</p>			

変更前	変更後
<p>本ソフトウェアは、AR マーカーの特徴点を完全に認識して完全に正確な結果を表示することまでを保証するものではありません。お申込者は、サイズが小さい又は不鮮明なAR マーカーが認識されない可能性のあることについて、予め了承するものとします。</p> <p>ラボは、AR マーカーが本ソフトウェアで、より正確に認識されるよう商業的に合理的な範囲で精度の向上に努めるものとします。</p> <p>(新設)</p>	<p>2. <u>本ソフトウェアは、AR マーカーの特徴点を完全に認識して完全に正確な結果を表示することまでを保証するものではありません。お申込者は、サイズが小さい又は不鮮明なAR マーカーが認識されない可能性のあることについて、予め了承するものとします。</u></p> <p>3. <u>ラボは、AR マーカーが本ソフトウェアで、より正確に認識されるよう商業的に合理的な範囲で精度の向上に努めるものとします。</u></p> <p>4. <u>お申込者は、前項の規定を理解のうえ、AR マーカーが正しく認識され正確な結果が表示されることを、試し刷り等により確認するものとします。</u></p>
<p>第3条 (認識精度に係る免責)</p> <p>1. <u>本ソフトウェアによりAR マーカーが認識されずAR コンテンツが表示されない、又は特徴点が類似する他のAR マーカーとして認識される等により、お申込者に損害が発生した場合においても、ラボは、お申込者に対して一切の損害賠償責任を負わないものとします。</u></p> <p>(以下略)</p>	<p>第4条 (認識精度に係る免責)</p> <p>1. <u>以下の各号に例示される事由等が原因で、本ソフトウェアがAR マーカーを認識せずにAR コンテンツが表示されない、読み込んだAR マーカーを他のAR マーカーとして認識する又は本ソフトウェアの動作が遅くなる等の事象が生じて、お申込者に損害が発生した場合においても、ラボは、お申込者に対して一切の損害賠償責任を負わないものとします。</u></p> <p>(1) <u>色相もしくは濃淡のコントラスト、又は画像内の境界線があいまいなAR マーカーを使用したとき。</u></p> <p>(2) <u>前号の他、特徴点が少ないもしくは明確でない、サイズが小さい又は他のAR マーカーと特徴点が類似しているAR マーカーを使用したとき。</u></p> <p>(3) <u>破損しているAR マーカーを使用したとき。</u></p> <p>(4) <u>光を反射しやすい素材に印刷されたAR マーカーを使用したとき。</u></p> <p>(5) <u>インターネットの通信環境又は電波状況が良好でないとき。</u></p> <p>(6) <u>ラボの指定外のモバイルデバイスを使用したとき。</u></p> <p>(7) <u>暗い場所又は極端に明るい場所でAR マーカーの読み込みを行ったとき。</u></p> <p>(8) <u>お申込者が第3条 (AR マーカーの画像認識精度) 第4項に規定する確認を怠ったとき。</u></p> <p>(以下略)</p>
<p>第4条 (第三者のAR マーカー等の登録等)</p> <p>(1) <u>ラボと以下の各号の本ソフトウェアの契約を締結したお申込者は、第三者からの依頼に基づき、当該第三者の指定するためにAR マーカ</u></p>	<p>(削除)</p>

変更前	変更後
<p><u>一及び AR コンテンツを、本ソフトウェアに登録することが「できない」ものとしします。また、以下の各号の本ソフトウェアのお申込者は、AR マーカーを付した印刷物又は Web サイト等を制作して、当該印刷物等を第三者に対して、販売、賃貸、譲渡等の処分をすることが「できない」ものとしします</u></p> <p>① <u>LESSAR Free</u>  ② <u>LESSAR Entry</u>  ③ <u>LESSAR Standard</u>  ④ <u>LESSAR Trial</u>  ⑤ <u>LESSAR Suite</u>  ⑥ <u>LESSAR Premium</u>  ⑦ <u>LESSAR Enterprise</u></p> <p><u>(2) ラボと以下の各号の本ソフトウェアの契約を締結したお申込者は、第三者からの依頼に基づき、当該第三者の指定するために AR マーカー及び AR コンテンツを、本ソフトウェアに登録することが「できる」ものとしします。また、以下の各号の本ソフトウェアのお申込者は、AR マーカーを付した印刷物又は Web サイト等を制作して、当該印刷物等を第三者に対して、販売、賃貸、譲渡等の処分をすることが「できる」ものとしします。</u></p> <p>① <u>LESSAR Light</u>  ② <u>LESSAR Limited</u>  ③ <u>LESSAR for Cloud Circus Creative Pack</u></p>	
<p>2018年10月2日施行  2019年5月17日改訂  2020年6月25日改訂  2020年8月4日改訂</p> <p>スターティアラボ株式会社</p>	<p>2018年10月2日施行  2019年5月17日改訂  2020年6月25日改訂  2020年8月4日改訂  2020年9月22日改訂</p> <p>スターティアラボ株式会社</p>

以上